○農林水産省告示第三百九十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条第一号の規定に基づき、平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十五号（森林法施行令第三条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月十六日

農林水産大臣　山本　有二

第三号中「森林所有者」の下に「又は同令第九十九条第三号の推定相続人（同条第四号に該当することについて同令第百条第一項本文の確認（同令第百一条の二第一項の変更の確認を含む。）を受けた認定請求者から同号の契約に基づく経営の委託を受けた者に限る。）」を加える。

○農林水産省告示第三百九十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第一号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

有限会社オーストラリアン　サーティファイド　オーガニック　オーストラリア　クイーンズランド州　ナンダー　イートンストリート十八

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア　クイーンズランド州　ナンダー　イートンストリート十八

○農林水産省告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村大牧字上ノ原一五の二、一七、一八、字大倉一の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四四二の一、八四四二の二、八四四三、八四四四、八四四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第二百三十五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年三月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年台風第十号による災害	北海道　南富良野町 岩手県　宮古市 久慈市 岩泉町	平成二十八年八月三十日から平成二十九年六月十五日まで

○国土交通省告示第百八十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

第一東海自動車道　海老名市社家字宇治山一〇五二番一から同市社家字宇治山一〇七四番二まで　平成二十九年三月十七日九時

○環境省告示第二十三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年三月十六日

環境大臣　山本　公一

表中「S，S－（6－メチルキノキサリン－2，3－ジイル）ジチオカーボネート（別名キノメチオナート又はキノキサリン系）」を「S，S－（6－メチルキノキサリン－2，3－ジイル）ジチオカルボナート（別名キノメチオナート又はキノキサリン系）」に改め、同表に次のように加える。

ジアンモニウム＝エチレンビス（ジチオカルバマート）（別名アンバム）	89μg／1
7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2，3－ジカルボン酸二カリウム塩（別名エンドタール二カリウム塩）及び7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2，3－ジカルボン酸二ナトリウム塩（別名エンドタール二ナトリウム塩）	7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン－2，3－ジカルボン酸（別名エンドタール）として1,800μg／1
4－クロロフェニル＝2，4，5－トリクロロフェニル＝スルホン（別名テトラジホン）	6.0μg／1
1－（3，5－ジクロロ－2，4－ジフルオロフェニル）－3－（2，6－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）	0.37μg／1
マンガン＝エチレンビス（ジチオカルバマート）（ポリメリック）コンプレックス亜鉛塩（別名マンゼブ）	12μg／1
塩基性塩化銅、塩基性硫酸銅、水酸化第二銅、無水硫酸銅及び硫酸銅五水和物	銅として0.38μg／1